

# 一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理 について

今般、国土交通省物流・自動車局自動車整備課長より、当該軽自動車タクシー事業に関する車両整備管理に係る通達が別添のとおりありましたのでお知らせいたします。

## <添付資料>

- ①別 添：一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について  
(国自整第49号)
- ②参考1：一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の年次検査について(依頼)  
(国自整第50号)
- ③参考2：「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」の  
一部改正について(国自旅第36号)
- ④参考3：タクシー事業における軽自動車の活用について(国自旅第37号)